

## 令和7年度 熊本県国土利用計画審議会議事録

1 日時 令和8年2月13日(金) 13時30分開会、15時00分閉会

2 場所 審議会室

3 出席した委員 別紙1のとおり 15名

4 説明のため出席した職員 別紙2のとおり 16名

### 5 会議の成立

委員総数19名中15名の出席があり、熊本県国土利用計画審議会条例(以下「条例」という。)第5条第3項の規定により、会議は有効に成立した。

### 6 審議された案件及びこれに対する審議の結果

審議された案件	根拠法令等	審議の結果
国土利用計画法第9条の規定に基づき定められている土地利用基本計画の変更(別添会議資料のとおり)	国土利用計画法第9条第14項において準用する同条第10項	案のとおり承認された

## 【審議会の概要】

### 1 開 会

佐藤審議員の司会により、審議会の開会と審議会の成立の報告がなされた。

### 2 挨 拶

開会にあたり柴田地域振興・世界遺産推進局総括審議員が挨拶を行った。

### 3 議 事

(1) 国土利用計画審議会の概要等についての説明

(2) 熊本県土地利用基本計画（計画図）の変更について【諮問事項】

(3) 熊本県土地利用基本計画（計画図）の変更について【報告事項】

(塩本議長)

会議次第に従いまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局より、以下の資料について説明)

- ・資料1 熊本県国土利用計画審議会の概要等
- ・資料2 熊本県土地利用基本計画（計画図）の変更について（案）
- ・資料2別添1 農業地域の縮小・拡大及び都市地域の拡大【諮問事項】
- ・資料2別添2 森林地域の縮小【報告事項】

(塩本議長)

ただいま、事務局から熊本県土地利用基本計画の変更（案）について説明がありました。

今回の諮問事項としましては、土地利用基本計画の農業地域を縮小する案件が23件、農業地域を拡大する案件が4件、都市地域を拡大する案件が1件の合計28件です。また、報告事項としまして、森林地域を縮小する案件が1件です。かなり案件が多数ございますが、ここで皆様から御意見、御質問をいただいた後に審議会の意見を取りまとめたいと思っております。

それでは、委員の皆様、何か御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

**(磯田委員)**

磯田です。

去年、基本計画ができましたけれども、農業と企業の振興を両立するというふうに書かれています。

「既に市街化されているから、市街化区域に編入する」と割と安易に書かれているような気がします。もう少し書きようがあるのではないかと。その辺をもう少し説明いただけないでしょうか。例えば熊本のところでも、今問題になっている大津町のところですよ。農業用地がどんどん減っているのをテレビで見て、随分心配しています。

土地利用の基本計画では農業振興と企業進出の両立が明記されていますので市街化は多少は致し方ないのかなと思いますが、もう少しこの辺はちょっと丁寧に書いていただければいいかなと思います。

**(塩本議長)**

それでは、ただいまの御意見に対して、事務局は何かございますでしょうか。

**(都市計画課 橋本主幹)**

貴重な御意見ありがとうございます。熊本県の都市計画課でございます。

無秩序な市街地の拡大(いわゆるスプロール)は望ましくないという認識は、従来から変わっておりません。

一方で、市街化区域の縁辺部において、既に一定の人口集積やインフラ整備が進み、地区計画等により計画的に整備された区域については、周辺との土地利用の整合を図る観点から、市街化区域への編入を進めているところです。

**(磯田委員)**

開発許可という都市計画上のルールに従ってやっているため、市街化区域へ編入してもいいのかという問題があります。

スプロールの一つです。特に縁辺部がじわじわと拡大して市街化していくことは都市計画上好ましい状況ではありません。

例えば、農業振興地域を縮小して開発許可を行うことについて、農業の面から特に問題はないのでしょうか。

**(農村計画課 濱口室長)**

市街化区域編入の場合につきましては、農業との健全な調和を図ることができているのかという視点であらかじめ都市計画部局と農業部局とでしっかり話をし、優良な農地がなくなるという結果にならないかという視点を持ちながら調整を進めさせていただいているところでございます。

今回の案件でございます農業地域の縮小につきまして、国や県、市町村のそれぞれの都市計画部局と農業部局との調整を図った上で今回提案させていただいたものでございます。

**(磯田委員)**

ありがとうございます。

**(塩本議長)**

それでは、ほかにございませんでしょうか。

**(仁科委員)**

仁科です。

市街化区域と市街化調整区域の間で、周縁部の場合は地区計画により開発しているということになっていいると思っておりますが、その周縁部の開発箇所が多いのではないのでしょうか。地区計画により開発された地域は、道路の前に緑地を造るなどのルールがあると思っておりますが、連続性がありません。また、道路についても、住宅建築のために道路を整備しているので、連続性がない。

既存の用途地域に合わせて用途地域を変更していくことはある程度は必要だと思いますが、今後の土地利用の調整が難しくなるのではないのでしょうか。開発された地域が数年後に衰退していくこともあると思っております。そのようなときに用途はどのようになるのか、住宅地を郊外に広げていき、数年後に空き家になったらどうするのでしょうか。

国土として大きなビジョンを持ち、小さな開発地域をどうするのかということとを人口が減少しているので、見直してもいいのではないかと思います。

**(塩本議長)**

ただいまの御意見は、市街化調整区域における地区計画の開発が主だったと思いますが、この地区計画の決定というのは県が行うのでしょうか。

**(都市計画課 橋本主幹)**

都市計画課でございます。

地区計画につきましては、市町が都市計画決定を行うもので、県は協議を受ける立場になっております。

**(塩本議長)**

今後、どのような方針で地区計画を進めていくのかということについて、事務局としての御意見はございますでしょうか。

**(都市計画課 橋本主幹)**

都市計画課でございます。

まず、地区計画については、委員ご指摘とおり、地区計画ごとに道路や緑地が計画されますので、結果として連続性が欠けるケースがあることは認識しております。このため、市町との協議の際には、道路の連続性の確保や緑地配置の工夫など、一定のまとまりを持った計画となるよう助言を行っておりますが、必ずしも理想的な形になっていない現状もあります。

また、住居と工場が混在する「住工混在」の問題については、現在進めている都市計画区域マスタープランの見直しにおいて、住環境に配慮した土地利用へ誘導する方向性を位置づけております。

**(仁科委員)**

住宅地を計画的につくるためには、地区計画の面積を広げることが必要ではないかと思えます。地区計画決定をするときの面積を地域によって大きくしたらどうかという意見を県から市町に述べることはどうでしょうか。

**(塩本議長)**

委員ご指摘のとおり、地区計画による小規模の開発が増えるとスプロール化が懸念されるため、今後の運用指針を考えていただければと思いますが、いかがですか。

**(都市計画課 橋本主幹)**

大変貴重な御意見ありがとうございます。今回、概ね10年後の人口を見据えて市街化区域の編入を検討しており、市街化区域内の未利用地を活用したとしても区域が不足するという算定結果となりましたので、新たに市街化区域を編入することとしております。

委員ご指摘のとおり、小規模な開発が点在し、緑地や道路の連続性が損なわれることは、都市構造の観点から望ましくないと認識しております。

地区計画の面積要件の在り方も含め、今後の検討課題とさせていただきます。

**(塩本議長)**

それでは、ほかにございますでしょうか。

**(福原委員)**

福原といいます。

現在、熊本は農産物を多く売る県ですが、農業振興地域を拡大していくと、将来的には農産物が過剰になるということや農家の後継者が家を建てられないという懸念があります。

その点について、どのような考えをお持ちでしょうか。

**(農村計画課 濱口室長)**

農村計画課でございます。

今回、市街化調整区域に編入される箇所は、今、農業として使われているエリアではございません。市街化調整区域に編入される箇所を農業振興地域にするというものでございます。

**(福原委員)**

そのような場合、住宅は建設できないという解釈でよろしいでしょうか。

**(農村計画課 濱口室長)**

今回、農業振興地域を拡大する区域は、土砂災害特別警戒区域に該当する箇所もございますので、土砂災害特別警戒区域としてのルールが適用されてまいりますので、それに応じた対応になってくるかと思えます。

**(福原委員)**

分かりました。ありがとうございました。

**(塩本議長)**

それでは、ほかはないでしょうか。

**(坂本委員)**

坂本です。

自然保護、動植物の立場からですが、やはり農業地域が縮小していくのは非常に心配な点があります。農業地域や田畑が地域ごとに減っていくと、その地域で生息する生き物に大きな影響を与えて、多様性がかなり下がります。

市街化区域に編入後、どのようにその地域の多様性を保つかという視点も大事ではないかと思っております。

動植物の多様性を維持していくためには、緑地や調整池などの計画を立て、周辺の森につなげるような水路や緑地を計画的に進めていかないと、10年後、20年後の世代に大変なことが起こると思えます。

2030年までに多様性のある地域を30%以上にするという目標は、あと5年しかありません。今、国は2050年ビジョンでこれからの社会をどのように多様性のある地域にしていくかというのを考えているので、ぜひ熊本県でも2050年に向けて計画的に市街化について考えていただき、動植物の多様性も維持していただけるようお願いしたいです。

**(塩本議長)**

今の御意見につきましては自然保護の観点からの御意見であったと思いますが、これについて、事務局は何かございますでしょうか。

先ほどの御意見は、開発許可基準に関することだと思いますが、何かございますか。

**(坂本委員)**

そうです。

また、大津町の工業団地に関して、大規模の工業団地になると、緑地の割合が高くなると思います。そのようなときに、動植物の多様性が高まるような有効的な緑地をつくっていただきたいです。

単なる緑地ではなく、多様性のある緑地をつくり、地域の住民の子供たちの教育などにも使えるような場所を目指していただきたいと思います。開発によって失われた自然を保障できることを期待して意見を述べさせていただきました。

**(地域振興課 若杉課長)**

貴重な御意見ありがとうございます。地域振興課の若杉と申します。

今、御指摘いただいた件につきましては、開発行為に係る環境アセスメントなど、開発行為をする中でのコンセプトをつくり、自然を保全していくことが重要であることだと当方も認識しております。貴重な御意見ということで賜りまして、関係部局に共有したいと思います。

**(塩本議長)**

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

**(竹内委員)**

熊本大学の竹内です。

先ほどから話題になっているように、計画というものであれば規制をある程度かけていける仕組みであるべきなのではないかという感想はあります。

3つ教えていただきたいです。まず、資料1の14ページですが、手続きとして市町村長に意見聴取を実施していることかと思いますが、例えば各市町村で持っている実績や成果との照合というのは市町村の判断ということでしょうか。県として、妥当であるかの確認はされていますでしょうか。例えば資料2別添1の12ページですが、熊本農業地域10は、洪水による浸水リスクが非常に高いと

ころになるかと思えます。そのような浸水想定が高いところの変更について県は確認されているのでしょうか。

2つ目に、資料2の1ページに総括表がありますが、今回の変更に伴い、例えば何%まで都市地域を拡大してよいのか。例えば、農地が65%切ってはいけないなどそのような目安があるのかということをお教えいただきたいです。

3点目は、今回、農業地域の拡大に関して、先ほども御指摘のあった熊本市の白川の河川敷のところの変更ですが、河川敷というのは農業地域にしか変更ができないのでしょうか。

**(塩本議長)**

今、委員のほうから3点質問がありました。

これについて、順番に事務局からコメントをいただきたいと思えます。

**(地域振興課 立尾主事)**

まず、資料1の14ページの変更手続きについてですが、関係市町村だけでなく、県の関係部局にも変更する上で問題等ないかというのは確認しております。

また、事前協議として、関係各省庁にも確認させていただいたところでございます。

**(竹内委員)**

関係市町村の確認のみでなく、県や国も確認されたということで承知しました。ありがとうございます。

**(塩本議長)**

それでは、次の質問で、浸水のリスクが高いところを市街化区域に編入することについて県は確認しているのかという質問でしたが、その点はいかがでしょうか。

**(都市計画課 橋本主幹)**

委員ご指摘の場所は熊本市南区良町4丁目付近であり、当該地区の市街化区域への編入については熊本市が権限を有しております。既に開発が進んでいる場所については、開発許可要件など関連法令に基づく規制が適用されます。

浸水想定区域を地区計画などで開発する場合には、想定される浸水の深さを示したうえで、2階建て以上にすることや、浸水時にも確保できる避難経路の設定など安全性に配慮した対策を検討したうえで地区計画を決定するよう、県として意見を述べているところです。

この場所が地区計画による開発かどうかについては、現時点では手元の資料で確認できておりませんが、浸水が想定される区域については、慎重に取扱っている状況です。

#### **(竹内委員)**

ありがとうございます。

河川整備との連動というのが計画上はされていても、実際に実現できていないことや、ハード整備がされていても、ソフトが任意で動いていないということもあります。市が判断しているので、県もそれで良いというのではなく、規制をかけていくことができるような計画を今後示していただきたいと思います。

#### **(都市計画課 橋本主幹)**

ご意見ありがとうございます。熊本市とは今後も密に協議を進めて参りたいと考えております。今回いただいた御意見については、熊本市とも共有し、連携して取組んで参ります。

#### **(塩本議長)**

次の質問にまいります。国土利用計画におきまして、都市地域、農業地域の全体に対する割合として限度があるのかという御質問でしたが、これについてはいかがでしょうか。

#### **(地域振興課 山田主幹)**

地域振興課でございます。

参考資料の14ページに、県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標ということで、2030年の規模目標を定めています。これは過去の減少率や趨勢を基に算定したものでございまして、弾力的に理解されるべきものという前提はございますが、2030年の目標値として定めている状況でございます。

**(塩本議長)**

具体的な数値はございますか。

**(地域振興課 山田主幹)**

参考資料の熊本県土地利用基本計画は、昨年5月に一部改定をさせていただいたものをお配りしておりますが、その中の14ページにこの計画における利用目的に応じた区分ごとの規模の目標ということで掲載をしております。

**(竹内委員)**

ありがとうございます。このような具体的な数字があるのが分かってよかったのですが、やはり今の追認をしていくような仕組みであると、いずれこの数字というのは超えてしまうのではないかという懸念があります。これについては、どういうふうにお考えですか。

**(地域振興課 山田主幹)**

基本的には、各個別法の総合調整ということで今、御意見を頂戴している状況でございます。まず各個別法での規制がございますので、そこで御審議を尽くした上で、この審議会に上がってきているという状況です。ただ、先ほど御意見いただきましたとおり、それぞれでまだ考えていくべきことというのがあると思いますので、各個別法の関係課等、今後、協議を踏まえまして、御意見いただきましたことについても考えていきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

**(塩本議長)**

よろしいですか。

それでは、最後の質問で、農業地域の拡大する区域が白川の河川敷でしたが、河川敷は農業地域にしか変更できないのでしょうか。

**(農村計画課 濱口室長)**

農村計画課でございます。

農業振興地域の指定につきましては、県の農振基本方針というものに基づき指定をしております。その基本方針の中で、熊本市においては、都市計画法の市

街化区域等以外は農業振興地域に指定するというルールで、現在のところ取扱いをしているため、市街化調整区域になったものは農業振興地域に指定しております。

**(竹内委員)**

ありがとうございます。

その場合、農業地域は必ずしも営農ができる場所とは限らないわけですね。これは比率というのはいかに出されていますでしょうか。変更後66.1%が農業地域の割合になるということですが、この中で営農が可能な地域と、先ほどの河川敷のように農地ではない地域の内訳はどのようになりますでしょうか。

**(農村計画課 濱口室長)**

内訳について数字としては出していませんが、農業振興地域の中で10ヘクタール以上のまとまりのある地域を農用地区域として指定をしております。優良農地を確保するという意味合いでの指定でございますが、その区域を外すにはかなりハードルの高いものとして、現在運用させていただいているところでございます。

**(竹内委員)**

ありがとうございます。今後のことを考えると、その数字も記載いただくと理解も深まると思うので、今後の資料を作るときに、優良農地の情報について記載いただけるといいなというふうに思いました。ありがとうございます。

**(農村計画課 濱口室長)**

承知しました。ありがとうございます。

**(塩本議長)**

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

**(岩崎委員)**

九州産交の岩崎と申します。熊本県のバス協会という立場で参加させていただいております。

交通の観点から、御質問じゃなくて、意見を述べさせていただければと思います。今、非常に業界は担い手不足で、バス路線がだんだん縮小しているという現状がございます。公共交通を担っているのは当然バスだけではありませんが、どの交通機関でも非常に経営が厳しいというふうに聞いております。公共交通を維持して住みやすいまちをつくるという観点から考えますと、今後人口が減少していく中では、市街地区域が拡大するというよりもコンパクトシティー化していったほうが交通インフラを維持、整備する上でもメリットがあるのではないかとこのように感じているところでございます。

以上、御意見として申し上げます。

**(塩本議長)**

ありがとうございました。

御意見として伺いましたが、事務局から何かございましたらお願いします。

**(地域振興課 山田主幹)**

地域振興課でございます。貴重な御意見ありがとうございました。

**(塩本議長)**

ほかに何かございますでしょうか。

**(坂本委員)**

先ほど1点忘れていましたが、都市計画が決定するときの意見を県のほうから出す場合、雨庭の推進をぜひお願いしたいです。工場の屋根に降った水や、住宅地の屋根に降った水がそのまま下水道に流れ込むことで、一気に河川の氾濫が起りやすくなるので、可能な限り雨庭を設置していただき、陸域のほうに水がしみ込んでいくような工夫をぜひお願いしたいです。

**(塩本議長)**

今の御意見については、事務局のほうで十分検討させていただければと思います。

ほかにないようでしたら、ここで審議会の意見を取りまとめたいと思います。

今回、知事から諮問がありました熊本県土地利用基本計画の変更（案）について、何か御異議がございますでしょうか。

ないようでしたら、審議会の意見として適当である旨の答申としてよろしいでしょうか。

**（委員一同）**

異議なし。

**（塩本議長）**

異議がないようですので、熊本県土地利用基本計画の変更案については適当である旨、知事に答申したいと思います。

#### (4) その他

##### (塩本議長)

それでは、議事次第の(4)その他について、事務局から何かございますでしょうか。

##### (地域振興課 山田主幹)

特にありません。

##### (塩本議長)

ほかにないようでしたら、以上をもちまして議事を終了します。

私事で恐縮ですが、本日の審議会をもちまして審議会の委員、また会長としての任期が終わります。改めて委員の皆様には御協力を賜りまして、ありがとうございました。

また、県の事務局の皆様にも大変お世話になりました。この場をお借りして感謝申し上げます。

それでは、事務局にお返しします。

##### (地域振興課 山田主幹)

先ほどの説明で1点説明を加えたいところがございますので、少々お待ちください。

##### (都市計画課 大畑参事)

都市計画課でございます。

先ほど竹内委員から、浸水想定区域を市街化区域に編入することについて質疑をされたかと思いますが、熊本市含め2市3町で市街化区域に編入する区域につきましては、原則として、浸水想定区域に指定されている区域は編入しないこととしています。ただし、避難所が近接しており、そこまでの避難経路が明確に位置づけられている場合や、土地区画整理事業等で浸水対策を講じている場合などは編入を認めることとしています。なお、浸水想定区域への対応措置については、国とも十分協議を重ねている内容となっておりますので、先ほどのコメントを補足させていただきます。

**(地域振興課 佐藤審議員)**

皆様、長時間の議論、本当にありがとうございました。本日、御審議いただきました熊本県土地利用基本計画の変更(案)につきましては、今後、国土交通省への意見聴取を経まして、年度内に計画変更を行うスケジュールで進めさせていただきます。

また、今回の審議会で、塩本会長と野中委員、磯田委員、松浦委員、藤本委員は任期満了となります。本県の土地利用に關した確な御指導、御協力をいただきましたことを心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

また、再任いただきます14名の委員の皆様につきましても、今後ともよろしく御指導くださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の熊本県国土利用計画審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

(以上)